



榎野川の流れをスマホ（パノラマ撮影機能）を使用して撮影（11月20日）

浸水対策工事が始まった

榎野川本流浚渫の工事が始まりまし
た。11月初旬から始まった工事は現
在、本流の中にある中州の樹木伐採が
終わつたところ。詳しい計画は分
かりませんが、この後一定の土砂の除
去が行われるのではないだろうか。
樹木に覆われているときには、良く
分かりませんでした。中州の全体が
見通せるようになっていきます。長さも

山口市からの受託事業 市道公有地の除草清掃を実施

11月6日 年2回の市道公有地の除
草作業が行われました。

今回参加の44名の班別の人数と装備
を考へて、人員配置を行います。作
業箇所の状況がその都度変わるので、
予定した通りにはいきません。今回も
6班の装備（草刈り機6台）が群を抜
いて強力で、何人かは他の場所の応援
に回っていただきました。

夏に比べると雑草の勢いは強くない
ので、作業は比較的に楽でした。しか
し総延長は1000メートル以上にな
りますので多くの人々の力がないと不

幅も、そしてその高さも想像以上のも
のでした。
水の流れが長年かけて、これだけの
土砂を上流から運んで来たのです。流
れはここで緩やかに西方向に向かいま
す。その内側は流れが緩くなる場所
があります。そこに水の中に取り込ま
れていた土砂が、どんどん溜って行っ
たのがこの大きな中州でした。

可能です。多くの方の参加があつてこ
その除草・清掃活動です。



公有地の斜面は作業が非常に難しい

11月12日八方原振興会議が開催され
ました。自治会内の各団体の代表に集
まっていたら、自治会の運営にご意
見をいただく会議が「振興会議」です。
このところコロナ感染拡大防止から
書面での意見聴取に留まっていたいま
が、久しぶりの開催となりました。

主な話し合いの内容について
ご紹介しますが、これらの意見
はこの会議で話された内容で、
それを基にして自治会執行部が
判断をされます。

自治会運営の課題を諮問「振興会議」

新年互礼会の開催については、
開催は無理ではないかという意
見が多くの方から寄せられまし
た。また三角公園のトイレにつ
いて現在仮設トイレが使えない
ままになっていることについて
は、整備は不必要ではないか、
必要ならその都度仮設を利用す
ることを考えれば良いという意
見でした。子ども会のメンバー
の考えについて確認して判断し
ようということになりました。

九田川水系の水路管理について、上
組水利組合となっているものの、水利
権としてはすでに存在しないし、管理
責任は自治会に戻すべきという意見に
なりました。水利組合との調整が必要
になります。

麦つくりの「王者」になるか



高性能なトラクターで植え付け開始

11月中旬、農事組合法人八方原の麦植えが始まりました。麦は乾燥を好みます。保水力の高い水田では向きませんが、地下に排水の水路になる加工を

す。畝には麦の種を植える溝が掘られ、肥料などもまかれ、土がかぶされ、掘り起こされないように、転圧がかけられます。

11月8日には、優秀作付けの状況の確認のために、中四国農政局の担当者が現地を確認に來られました。作付けの状況、機械化の状況と現有機械の確認が終わったところです。今後の審査の具合ではさらなる栄冠があるかもしれません。

して、水はけを確保しています。まだ稲の株が残ったままの圃場に専用のアタッチメントを装備したトラクターが入って、ゆつくりと作業を始めます。直前まで稲の株も何もかも耕うんされ、麦が植え付けられた畝ができていきま

さて、この麦が今注目を集めています。麦の品質の決め手となるタンパク質の含有量が極めて高く、良質なパンを作るのに最適な小麦粉が得られるからです。前号で山口県の代表として優秀な作柄として表彰されましたが、中四国農政局の管内でも最優秀の栄冠を掴みました。とうとう評価の場は日本一を決める農林水産省の本省に移りました。

日当の支払いを

今年度の4月から10月までの共同活動日当総額24万3千5百円の支払いをいたします。

今年度も、新型コロナウイルス感染症予防の中で、できうる限りの作業をしてきました。

夏の交流行事もできないなど、制約の多い状況でしたが、前年なみの活動を行うことができました。ご参加いただいた方々に厚く御礼申し上げます。

ありがとうございます。

自転車に乗るときもヘルメット

本年4月27日に、道路交通法が改正され自転車に乗る際にはヘルメットの着用が求められることとなりました。

1年以内の施行となっていますので、遅くとも令和5年4月には、日本中どこでもヘルメット着用が義務化されます。小中学生は学校でヘルメットの着用が指導されていますので、今まで通りですが、高校生や大人、高齢者の方もヘルメットの着用を指導されることとなります。

今のところ「努力義務」ということですが、交通指導を受けることがあるかもしれません。交通の関係者によると「自転車は手軽な乗り物ではない」と断言されました。

ご自身のためにも、ヘルメットの着用を意識していくようにいたしましょう。

怪しいものは要注意

多くの方がスマホをお持ちだと思えます。この様々な機能を使って、金品を奪い取るうとする「悪知恵」を働かすものが後を絶ちません。

通信販売大手の「アマゾン」などの支払いについて「確認が取れません」などというメールが来たら、100パーセント、嘘です。それでクレジットカードの情報を入力させようとするものです。

とにかく、怪しいものは「即削除」が基本です。

専用の傷害保険を更新

毎年10月は傷害保険の更新月です。前年度の10月から今年度の9月までの活動実績を報告し、その実績を元に次年度の保険料を支払います。昨年度は前年実績より若干下回りました。

今日までこの保険金の支払いを受けたことはありませんが、全国的には重大事故が発生しております。万が一の際には心強い見方ではありますが、対象となるような事案に至らないことが一番です。

やはり転ばぬ先の杖としての安心を得るものとしたいです。